

■論文題目	「騒音」認識からみる日本社会の変遷に関する一考察 ～「子どもの声」を事例として～		
■氏名(学籍番号)	佐藤 勇飛 (0412017063)		
■指導教員	山田 佳奈	■所属コース	環境・地域コース
■キーワード	騒音	煩音	子どもの声

## 1. 本研究の背景

現在の日本では、公共の場や SNS 上などでの「迷惑行為」が日常的に問題視され、その一部と考えられる「騒音」は環境基本法第二条では「公害」と位置付けられている。環境省 HP によると、「騒音規制法」は昭和 43 年 6 月 10 日に交付、同年 12 月 1 日に施行という歴史を持つ。ここで環境省「騒音規制法施行状況調査」の近年のデータ（環境省 HP）を見ると、平成 10 年度から令和元年度までの苦情件数の推移は緩やかな増減であったが、令和 2 年度に急増していることから、COVID-19（新型コロナウイルス）の影響による在宅時間の増加などが原因ではないかと考えられる。

他方、前述の「騒音規制法」の意味する「騒音」に含まれないものとして「近隣騒音」や「生活騒音」があげられる。

しかし、近年「騒音」として取り上げられるようになってきたのが「子どもの声」である。例えば読売新聞の記事「公園も大声禁止、遊び場を追われる子どもたち」（2017 年 10 月 4 日付）や、「園児の声うるさい」…保育園は「迷惑施設」か」（2017 年 7 月 8 日付）といった報道からも、近年「子どもの声」が「騒音」として捉えられ始め、保育施設などの施設運営や公園での遊びの制限など、「子どもの居場所」問題へと発展していることがうかがえる。

## 2. 先行研究の整理

前述の「近隣騒音」や「生活騒音」に関して先行研究を見てみると、例えば桑野（2017：303）は「近隣騒音は被害の有無や被害の程度と物理量とは対応せず、聞こえるだけで、あるいは聞こえるような気がするというだけでも、問題を生じる可能性がある」ことから「物理量による規制では限界がある」と指摘している。ここでは、「近隣騒音」は基準値であるデシベルの計測のみでは「騒音」問題解決にはつながらないことが示唆されている。また、橋本（2012：128）は「煩音」を「音量がさほど大きくなくても、相手との人間関係や自分の心理状態によってうるさく感じてしまう音」と定義しており、これには上階音など「生活騒音」以外の「子どもの声」や「公園の音」なども含まれるという。

また、例えば渡辺（2018：65）は「学校園で学ぶ子どもらという主体に鑑みると、子どもらの行動に伴う「音」の発生という点で、ある種の権利・利益の性質をみてとることができる」とし、「それは表現の自由や子どもらの学習権もしくは成長発達権等の保障に関わる」という。

他方、子どもを調査対象としたアンケート結果（総務省行政評価局 2021：49）からは、公園の利用に関して「花火」「ボール遊び」については小中学生の間で明確な差異が出ており、「中学生のほうが、両者に対して厳しく、とりわけ花火は 6 割以上が全面禁止を回答していることが特徴的である」が、「自由記述ではボール遊びができないことへの不満も多く寄せられており、中学生は大人社会が求める規範に従わなければならない気持ちと、友人・仲間と一緒に自由に伸び伸びと遊びたい、身体を動かしたいというアンビバレントな気持ちを抱えている様子が読み取れる」（同：49、ただし下線および強調は略）としている。

## 3. 研究の目的・方法

以上のことから、本研究では現在の日本で「騒音」の一つとして捉えられつつある「子どもの声」に焦点をあて、日本社会における「騒音」認識の変化とその背景について考察することを目的とする。研究方法は、「騒音」や「子ども」に関する論文や年代別の文献・資料、および公的機関による関連データ等の整理・検討である。

#### 4. 考察

本研究では、「騒音」の中でも「煩音」と称される「子どもの声」に着目し、分析を行った。

まず、「騒音規制法施行状況調査」（データ出所：e-Stat）より各年度の家庭生活における騒音に係る苦情の状況を概観すると、全体の苦情件数は平成18年から令和元年までのデータでは1,000件前後（平成25年度898件～令和元年度1,131件）であった。しかし、令和2年度は1,583件と、例年に比べて増加が見られる。この苦情の中でも「生活騒音」の内訳を見ると、項目「人の声・足音・給排水音」の占める割合は年々増加傾向にあり、平成18年度と令和2年度を比較すると約2倍（1.82倍）であった。

次に「子どもの声」という視点で見ると、鈴木ら（2022：84）の調査結果では「遊びによって何が迷惑とされているのかを分析した結果、大声や奇声、ボールの音など、音に関係する要素が非常に多く、調査対象全体の7割近くを占めていた」ことが示されており、子どもの遊びによる苦情の多くは音に関するものであることがうかがえる。また、先に述べた「子どもの居場所」に関して、佐藤ら（1985）は子どもの戸外遊び空間として代表的な8種類の「地域空間」（公園・道路、庭・社宅庭、河川、空地、社寺、校庭、駐車場）をあげており、「子どもの戸外遊びに供される地域空間としては、多様な空間が存在し、それぞれに特徴的な遊び機能が対応している」（同上：249）という。しかし現在では、危険性が高い地域では安全面などから利用に制限がなされており、子どもの遊び場について多様な空間の組み合わせの確保が難しくなっているのが現状ではないかと考えられる。

以上のことから、現代の日本社会においては「騒音」と認識される項目としては大きな変動はないが、「子どもの声」といった新たな枝分かれが現れていると考えられる。その原因の一つとして佐藤ら（1985）が挙げていたような「地域空間」、近年でいえば「子どもの居場所」ともみなされる空間の減少が考えられる。つまり、都市化による「居場所」の限定化で「子どもの声」が目立つようになったのではないかと考えられる。

他方、朝日新聞（2021年2月2日付）によると、「路上で遊ぶ子どもがいる場所の情報を地図に書き込むサイト」である「道路族マップ」の登録地点は、全国で約6千件に上り、その「大半は「子どもの声や遊びが迷惑」という内容」とされている。つまり、インターネットの利用が増加したことによって苦情の共有が容易になり、他者を容認しない傾向が加速してきたのではないだろうか。

このように、近年日本で「子どもの声」が「騒音」と認識される要因として、①子どもの居場所の限定化と②インターネットの利用増加による不寛容の加速化が考えられるのではないかと考えられる。

#### 【参考文献】

- 朝日新聞、2021、「路上遊びが騒音」―道路族マップの是非は（2021年2月2日付）  
e-Gov 法令検索「平成五年法律第九十一号環境基本法」<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405AC0000000091>  
e-Stat「騒音規制法施行状況調査」[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00650302&kikan=00650&result\\_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00650302&kikan=00650&result_page=1)（最終アクセス日：2022年10月30日）  
環境省「騒音規制法施行状況調査」<https://www.env.go.jp/air/noise/index.html>（最終アクセス日：2022年10月25日）  
環境省「騒音規制法の施行について」<https://www.env.go.jp/hourei/07/000037.html>  
桑野園子、2017、「音環境の改善にむけての心理学の貢献」『心理学評論』60巻4号、301-11  
佐藤丘・中村攻、1985、「子どもの遊びに供される地域空間に関する研究」『造園雑誌』49巻5号、245-50  
鈴木舞衣・葉袋奈美子、2022、「子どもの遊びと遊び場選択に関する研究」『都市計画報告集』21巻1号、84-9  
総務省行政評価局、2021、「子どもの居場所に関する調査報告書―子どもの視点から見た公園の現状と今後に向けた提言―」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000758695.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000758695.pdf)  
橋本典久、2012、『苦情社会の騒音トラブル学』新曜社  
読売新聞オンライン、2017、「公園も大声禁止、遊び場を追われる子どもたち」（2017年7月8日付）<https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20170706-0YT8T50017/>  
読売新聞オンライン、2017、「園児の声うるさい」…保育園は“迷惑施設”か」（2017年10月4日付）<https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20171003-0YT8T50002/>  
渡辺暁彦、2018、「学校と騒音をめぐる法的問題―子どもらの発する声や物音は「騒音」か？―」『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第15巻、第1号、57-70